

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針
(改訂版)

平成30年11月

益城町

I 基本方針策定の趣旨

本町におけるこれまでの使用料・手数料の算定方法については、平成 22 年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（以下、「平成 22 年方針」という。）」を策定し、施設の持つ公共性や住民の負担の度合いを考慮するとともに、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行って決定してきました。

しかし、平成 28 年熊本地震により復興・復旧に係る費用が激増し、本町の財政状況は今後ますます厳しさを増してくることが予想されます。また、既存公共施設等の老朽化に伴う改修費用などが、町財政に対する大きな負担となることも予測されます。

このような中、行政は、住民のニーズを的確に把握しながら効率的・効果的な行財政運営を図ることで、住民の福祉の向上と時代に即した良質な公共サービスを提供していかなければなりません。併せて、公共サービスに係る公平性を確保するため、公共サービスの提供に係る利用者の負担と税の負担、いわゆる「受益者負担の適正化」を図る必要があります。

これらのことを踏まえ、本町においては、これまでの使用料・手数料の算定方法を改め、全ての住民の利益につながることを念頭に、施設の持つ公共性「公益的」な観点と施設の運営「経營的」な観点から使用料・手数料の算定にかかる統一的な考え方を「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（改訂版）」として、次のとおり定めることとします。

【参考：地方自治法】

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

⇒**行政財産の目的外使用または、公の施設の利用の対価として徴収する料金**

（手数料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

⇒**特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金**

Ⅱ 基本的な考え方

原則として、平成 22 年度に策定した「平成 22 年方針」に基づく考え方を保持します。

1 受益者負担について

利用者（受益者）から徴収する使用料・手数料は、「行政サービスを利用する特定の方が利益を受ける」という観点のもと、そのサービスの対価として徴収するものです。

また、施設等の運営費については、利用者から徴収する利用料・手数料だけでなく大部分が税によって賄われている状況です。

したがって、使用料・手数料の算定にあたっては、行政サービスを利用する方と利用しない方との均衡を考慮し、負担の公平性の確保を図る必要があります。

2 算定方法の基本方針

使用料・手数料を算定するにあたっては、次の 4 つの方針に基づき算定することとします。

- (1) 統一的な方法による原価の算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 減免制度の適正化
- (4) 住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

3 使用料の算定方法

基本的な算定方法は、次のとおりとします。

$$\text{使用料・手数料} = \text{原価} \times \text{負担割合}$$

4 使用料・手数料の原価計算について

(1) 使用料について

①原価算定対象項目（費用）

原価算定の際に算入する費用の項目は、人件費、物件費、維持補修費及び減価償却費とします。

項目	説明
人件費	職員の給与や報酬などの経費
物件費	賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などの施設の維持管理に係る経費
維持補修費	施設修繕費、維持補修費など施設の維持に係る経費
減価償却費	建物等の減価償却費

※ 人件費における職員給与については、予算書の職員一人当たり給与から算出します。

※ 臨時的な経費は対象外とします。

※ 減価償却費の算定については、以下のとおりとします。

- ・定額法を用いる。（世代間の負担の公平性により）
- ・具体的な算式：減価償却費 = (取得価額 - 残存価額) × 償却率
- ・耐用年数：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の規定を準用する。
- ・残存割合：同省令の規定を準用する。

なお、土地は町の財産であり、また減価償却という考え方がないので、費用には算入しないこととします。

また、原価計算に使用する経費については、上記の表に掲げる経費の見直し年度の前3年間の平均値とします。

②原価計算方法

使用料の原価計算については、上記から算出された経費を各施設の総面積・年間使用可能時間で除し、1 m²・1 時間あたりの原価を計算したうえで、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出します。

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

③受益者負担の割合

町が設置した施設には、それぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費（税）で負担する割合と受益者が負担する割合を定めて負担することとします。

なお、施設のサービスの性質は、（ア）公共が行うべきサービス、又は民間でも提供できるサービス、（イ）住民にとって基礎（必需）的なもの、又は選択的なもの、以上の2つの基準の組み合わせで分類します。

(ア) 公共が行うべきサービス、又は民間でも提供できるサービス

- 公共的サービス 民間では提供しにくく、行政が提供すべきサービス
- 市場的サービス 民間でも提供されており、行政と民間が競合するサービス

(イ) 住民にとって基礎（必需）的なもの、又は選択的なもの

- 基礎的サービス 日常生活を営む上でほとんどの住民が必要とするサービス
- 選択的サービス 特定の住民に必要とされるサービス

分類	区分	例
1	公共的・基礎的	道路、公園、小中学校施設など
2	公共的・選択的	体育館、運動場、公民館、検診事業など
3	市場的・基礎的	公営住宅など
4	市場的・選択的	—

この分類を基に、以下のとおり負担割合を設定します。具体的には、施設ごとにA～Jのどれに該当するか判断し、負担割合を設定することとします。

分類	区分	受益者負担の割合
第1分類：公共的・基礎的サービス	A	0%
第2分類：公共的・選択的サービス	B	30%
	C	40%
	D	50%
第3分類：市場的・基礎的サービス	E	30%
	F	40%
	G	50%
第4分類：市場的・選択的サービス	H	80%
	I	90%
	J	100%

(第2分類)		公共的	(第1分類)	
公費負担	70～50%	↑	公費負担	100%
受益者負担	30～50%		受益者負担	0%
選択的 ←			基礎的 →	
公費負担	0～20%	↓	公費負担	70～50%
受益者負担	80～100%		受益者負担	30～50%
(第4分類)		市場的	(第3分類)	

なお、これにより難しいときは適宜負担率を調整します。

④目的外利用等の取扱い

第1、第2、第3に分類した施設であっても、目的外の利用については「第4分類」に位置づけ、受益者負担100%とします。

また、町外の団体・個人が使用する場合、入場料を徴収する場合、営利目的で使用する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとします。

(2) 手数料について

①原価計算方法

手数料の原価計算については、1分あたりの人件費に処理時間をかけたものと物件費を年間処理件数で除したものを加え、1件あたりの原価を算出します。

原価を算出するにあたっては、見直し年度の前3年間の平均値とします。

※人件費及び物件費については、本方針の3ページの表のとおりとします。

※人件費に関しては、予算書の職員一人当たり給与から算出します。

手数料原価 = 1分あたりの人件費 × 処理時間 + 物件費 ÷ 年間処理件数

なお、市町村で行う事務には共通性があるため、他市町村との均衡、法令により定められる戸籍手数料令等を考慮し設定することが必要になります。

②受益者負担の割合

手数料は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、費用については受益者の100%負担とします。

5 減免制度について

(1) 使用料減免の原則

受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、減免制度はあくまで例外的な措置であると考えます。

よって、減額・免除する範囲は、本来の目的や必要性を考慮し、できるだけ限定することとします。具体的には、免除の適用にあたっては、町の行政活動に関わるものを基本とし、減額にあたっては、受益者負担と公費負担を等分することが限度であると考え、最高5割とします。

なお、基準をそのまま適用することに無理がある場合は、施設ごとの事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、施設ごとに規定を設けることが出来るものとします。

減免に係る基準

(ア) 免除の基準

- ・町又は町教育委員会が主催又は共催するとき
- ・公共的団体が町の協力要請を受けた活動により、施設を利用するとき

(イ) 減額の基準

- ・町又は町教育委員会が減額という形をもって、後援又は協賛するとき
- ・町内の公共的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で利用するとき

(2) 手数料減免の原則

使用料と同様に、減額・免除をする範囲は、できるだけ限定することとします。特別な事情がある場合は、個々の事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、個々に規定を設けることが出来るものとします。

免除又は減額基準

- ・法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき
- ・公的扶助を受けている者及び天災、病気等により負担が困難な者で減免が必要であると認めるとき

6 激変緩和措置について

使用料・手数料の改定及び減免制度の運用にあたっては、住民への影響に配慮し急激な負担増などを避けるため、段階的な改定などの激変緩和措置を講ずるものとします。

7 指定管理者制度導入施設の使用料等について

指定管理者制度導入施設の使用料等においても、方針に基づく算定額を変更使用料の上限額とし、指定管理者（予定者を含む）との協議により使用料を見直すことを検討します。

8 本方針の適用除外

国や県の基準等でサービスの提供の統一的な取扱いを図らなければならないため、利用者負担の基準が定められているもの及びこの方針になじまないものについては、適用しないものとします。

9 使用料・手数料の定期的な見直し

使用料・手数料については、特別な場合を除き、原則として3年ごとに見直し作業を行います。

また、消費税率の上昇に係る施設使用料への反映、物件費等の増加分に関する手数料への消費税転嫁については、他市町村の動向も確認しながら適宜検討を行うこととします。

10 使用料等審議会への諮問

使用料・手数料の適正化の検討は、本方針に従い、それぞれの担当課等において遺漏のないよう個別に対応し、使用料等審議会に諮ることとします。

また、本方針の適用除外になる使用料等についても、必要に応じ、使用料等審議会に諮ることとします。

11 その他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針を踏まえ、各課等において適切に対応することとします。

12 本方針の見直し

社会状況の変化等に伴い本方針が適切でなくなった場合は、適宜本方針の見直しを実施することとします。